

第 1 5 9 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年
足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「委員会」の次に「若しくは地方自治法（昭和 2 2 年
法律第 6 7 号）第 1 0 0 条第 1 2 項の規定に基づき足立区議会会議規則
（昭和 3 1 年 9 月 2 6 日区議会議決）第 1 1 9 条の規定により設けた協
議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）」を加え、
同条第 2 項中「委員会」の次に「若しくは協議等の場」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会活動の範囲の明確化に伴い、費用弁償に関する規定を整備する必
要があるので、この条例案を提出いたします。